

## 金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令案要綱

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行による証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、金融商品取引法施行令等の関係政令における規定について「公益法人金融商品取引業協会」という文言を「認定金融商品取引業協会」という文言に改める等、所要の整備を図ることとする。

### 1. 内容

証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の一部の施行（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の施行の日（平成 20 年 12 月 1 日）から施行）に伴い、関係する用語の整理等を行う。

- ( 1 ) 金融商品取引法上の「有価証券」の定義に関する同法施行令の規定において、有限責任中間法人については、これに対する持分を有価証券とみなすこととしているところ、「有限責任中間法人」の廃止に伴い、「公益社団法人以外の一般社団法人及び公益財団法人以外の一般財団法人」に対する持分を有価証券とみなすこととする。

（金融商品取引法施行令第 1 条の 3 の 3 第 2 号関係）

- ( 2 ) 内閣総理大臣が拒否しなければならない金融商品取引業の登録について、その基準となる法律の範囲を、中間法人法（平成 13 年法律第 49 号）の廃止に伴い、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）」と改めることとする。

（金融商品取引法施行令第 15 条の 6 第 11 号関係）

- ( 3 ) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に規定する用語と平仄を合わせ、金融商品取引法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令及び金融庁組織令において「公益法人金融商品取引業協会」という文言を「認定金融商品取引業協会」という文言に改めることとする。

（金融商品取引法施行令第 18 条の 4 の 2、第 38 条第 5 項第 3 号関係）

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第 12 条関係）

（金融庁組織令第 4 条第 1 項、第 23 条第 1 項関係）

### 2. 施行期日

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成 20 年 12 月 1 日）から施行することとする。